

令和7年12月10日

「連絡車・作業車賃貸借等業務」の質問に対する回答書（案）

質問事項	回答
<p>「下取り対象車両引き渡しの条件」</p> <p>1. 令和8年4月1日に納入できない場合は、引渡し（下取り対象車両）も延期となるのでしょうか。</p> <p>「納入期限」</p> <p>2. 令和8年4月1日に納入できない場合の代車費用は連絡車（A・C・D）作業車B、全て受注者負担でしょうか。</p> <p>3. 下取り対象車両を代車ではなく使用して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>「メンテナンス内容」</p> <p>4. 出張修理、納車引き取りの対応が出来ないケースが増えております。発注者が工場に納車引取りをして頂くことは可能でしょうか。</p> <p>「作業車Bの付属品⑧」</p> <p>5. ナビ連動型ETC車載器の取付け場所はシフトレバー奥ボックス内貼付けでもよいでしょうか。</p>	<p>1. 延期となります。 仕様書 第7章 7-4 4) に記載のとおり、下取り対象車両は賃貸借車両納車後に引き渡しを行うものとしています。</p> <p>2. 御社の認識で相違ありません。</p> <p>3. 下取り対象車両を使用することはできません。</p> <p>4. 発注者で工場等から納車引取りを行うことは想定していません。仕様書 第3章 3-2 に記載しているメンテナンス費用を計上願います。なお、「容易に移動可能なメンテナンス実施場所」とは納入先近傍市町村（恵那市・下呂市）で想定しています。</p> <p>5. 仕様書 第5章5-2 6) ⑧に記載のとおり、ビルトイイン又はグローブボックス収納で想定しています。</p>